

一般家庭で使われていたフロン類が使用されている 家電リサイクル法対象外のエアコン・冷蔵機器の廃棄方法

令和2年4月1日から改正フロン排出抑制法が施行されます

改正法の概要

フロンが充填されている下記の例に挙げる機器等を廃棄する場合、
フロン回収業者にフロンを抜き取ってもらい、必要な書類を3年間保存することが義務付けられました。

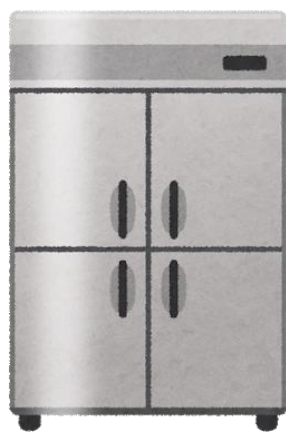
また、新潟市のごみ収集者及びごみ処理施設でも、フロンを抜き取った証明書類がない場合、該当機器を引き取れなくなりました。

注意！！ フロン排出抑制法違反の場合は罰金刑が科せられます。

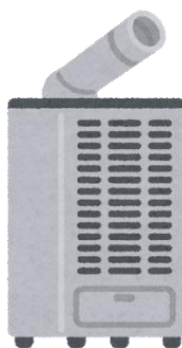
○フロン回収業者にフロンを抜き取らせず対象機器を廃棄した場合50万円の罰金。

○フロン回収業者が発行する証明書なしに対象機器を引き渡した場合、
引き渡した者及び、引き受けた者の双方が30万円の罰金

<対象機器の例>



業務用冷蔵・冷凍庫



業務用エアコン



業務用除湿器

例示した機器のほかにも対象機器はありますので、ご注意ください！

**裏面の対象機器判別フローチャートに従いまず
フロン排出抑制法の対象機器か確認してください！！**

※ 家電リサイクル法の対象機器の処分方法は2枚目裏面をご覧ください。

フロン排出抑制法対象機器判別フローチャート

説明書や機器の銘板に「**第一種特定製品**」の記載はありませんか？

※平成14年4月1日以降の対象機器であれば記載があります。

フロン排出抑制法 第一種特定製品

- (1) フロン類をみだりに大気中に放出することは法律で禁じられています。
(2) この製品を廃棄または整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
(3) 工場出荷時における充填冷媒の種類・数量及び地球温暖化係数（GWP値）

種 類	冷媒番号	数 量 (Kg)	地球温暖化係数
CFC	R134a		1430
HCFC	R22	1.2	1810
HFC	R23		14800

記載がある

2枚目裏面の「家電リサイクル法チラシ」を参照し、処分してください。

家電リサイクル法
の対象機器
だった

廃棄物対策課で調べた結果、フロン排出抑制法の対象機器またはその疑いがある機器だった。

フロン排出抑制法の対象機器のようです。
次ページの廃棄方法をご確認ください。

記載がない、またはわからない

家電リサイクル券センターにお電話いただき、メーカー名と型番を伝え、家電リサイクル法の対象機器であるかどうかご確認ください。
＜家電リサイクル券センター＞
0120-319-640

家電リサイクル法
の対象機器ではなかった

メーカーと型番を廃棄物対策課にご連絡ください。対象機器が否か調べてご連絡をします。
＜廃棄物対策課＞
025-226-1407

廃棄物対策課で調べた結果、フロン排出抑制法の対象機器ではなかった

通常の粗大ごみとして、次のとおり処分ください。

- ① 粗大ごみ受付センターに電話申込
(025-290-5353)
- ② 清掃センターに自己搬入
- ③ 運搬業者に運搬してもらう
廃棄物対策課(025-226-1407)で業者を紹介します。

フロン排出抑制法対象機器の廃棄方法

1. 最寄りのフロン回収業者にフロン回収依頼

フロン回収業者は廃棄物対策課で紹介します。

【廃棄物対策課】

電話:025-226-1407

※業者のフロン回収にかかる経費の詳細につきましては、確認をお願いします。

2. フロン回収業者がフロンを回収

フロン回収の際、回収業者が用意する「**回収依頼書**」、「**引取証明書**」を回収業者の指示に従って作成ください。

また、回収依頼書は写しを、引取証明書は原本を3年間保存してください。

※**回収依頼書**や**引取証明書**はフロン回収業者の様式を使用ください。

※県から各様式を保存されているか問われる事があります。必ず3年間保存ください。

3. 廃棄

次の3つのいずれかの方法で廃棄します。

【粗大ごみに申込む場合】

次に該当する場合は粗大ごみに申込できません。

○大人2人で持てない大きさ・重さである

○玄関先までご自分で持ち出すことができない

①引取証明書写しを廃棄物対策課へ送付

氏名・連絡先電話番号・連絡のつく時間帯を記載して、FAX又は郵便で**廃棄物対策課へ送付**ください。

FAX:025-222-7032

郵便:〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町
602-1 廃棄物対策課 粗大ごみ担当

②廃棄物対策課から電話連絡

③粗大ごみ受付センターに電話申込

②の電話が、「粗大ごみに申込みください」という連絡でしたら、粗大ごみ受付センターに電話で申込ください。

申込の際は「廃棄物対策課に引取証明書到達済み」の旨を申し出てください。

＜粗大ごみ受付センター＞

025-290-5353

【自己搬入】

引取証明書の写しを持参し、各清掃センターに搬入ください。

自己搬入については循環社会推進課に問い合わせ(025-226-1431)ください。

【業者に依頼】

粗大ごみに申込することができない、又は自己搬入ができない場合、運搬可能業者を廃棄物対策課にて紹介しますので、ご連絡(025-226-1407)ください。

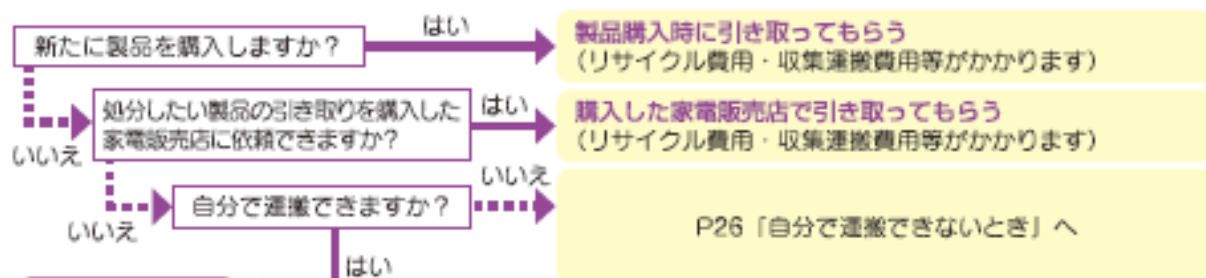
なお、業者に機器を引き渡す際、**引取証明書の写しを業者に渡して**ください。

参考：家電リサイクル法チラシ



●販売店に引き取りを依頼してください。

家電リサイクル法では、不要になった家電対象品目は、「消費者がリサイクル料金を負担すること」、「販売店が引き取ること」、「家電メーカーがリサイクルすること」が義務付けられています。この法律で、販売店は、「買い換えの場合」と「以前販売した場合」に、引き取り義務があるとされています。



リサイクル料金の支払い	必ずメーカー名、サイズまたは容積をご確認のうえ、事前に郵便局でリサイクル料金を支払ってからお持ち込みください。(別途振込手数料がかかります。)	
リサイクル券の取り扱い	リサイクル券は貼らずに、処分したい製品と一緒に下記の指定引き取り場所にお持ち込みください。	
持ち込み先	株式会社豊和商事新潟支店	日本通運(株)新潟支店 万代デポ
所在地・電話番号	中央区美咲町2-2-63 TEL025-284-0131	中央区万代3-5-26 TEL025-244-9121
受付時間	不定休のため、営業時間を確認の上お持ち込みください	
地図		